

パーソナルデータについて

電気通信個人情報保護推進センター・Pマーク審査部 課長代理 田中 裕

近年、情報通信技術の発展に伴い、個人の行動や日常の活動などに関わる大量の情報(いわゆるビッグデータ)の有効活用を進める動きが各分野で進められています。これに対して、各省や内閣官房は様々な会合を開催し、個人に関する情報である「パーソナルデータ」の利活用に関するルールの明確化等の調査及び検討を行っています。そこで本稿では、個人情報保護関係の理解を深めるため、この「パーソナルデータ」をキーワードとしてとりあげ、ご紹介します。

背景

「ビッグデータ」と呼ばれている大量の個人に関する情報(以下、パーソナルデータ)に関して、国内企業による国内外での利活用の求めの増加、国際的なパーソナルデータの保護についての議論が進んでいます。パーソナルデータの保護と利活用における新たな時代に対応すべく、国はこれまで、各省による様々な会合を立ち上げてきました。現在、内閣官房において「パーソナルデータに関する検討会(以下、検討会)」を開催し、2005年に全面施行された個人情報保護法の改正を視野にさらなる検討を進めています。

そもそも「パーソナルデータ」とは?

「個人情報」はよく耳にする用語ですが、「パーソナルデータ」という用語は、今まであまりなじみのないものです。この用語は、従来の「個人情報」だけでは、説明できない部分(「個人情報」の範囲以上のもの)に関して、保護と利活用の検討対象として広げるために用いられました。まず、「個人情報」とは、個人情報保護法では「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」と定義されています。これは、簡単に言えば、「個人情報」とは「ある情報が誰か一人の情報であることがわかる情報ⁱ(=個人識別性が有る情報)」ということになります。

他方、「パーソナルデータ」は現状、この言葉の場合、「個人情報」よりもより広い意味をもつ用語として、その情報が誰の情報かわからない(=個人識別性の有無を問わず)場合でも、その個人に関する情報であれば広く「パーソナルデータ」であるとするものとされⁱⁱ、法律上定義されたものではありません(図1)。

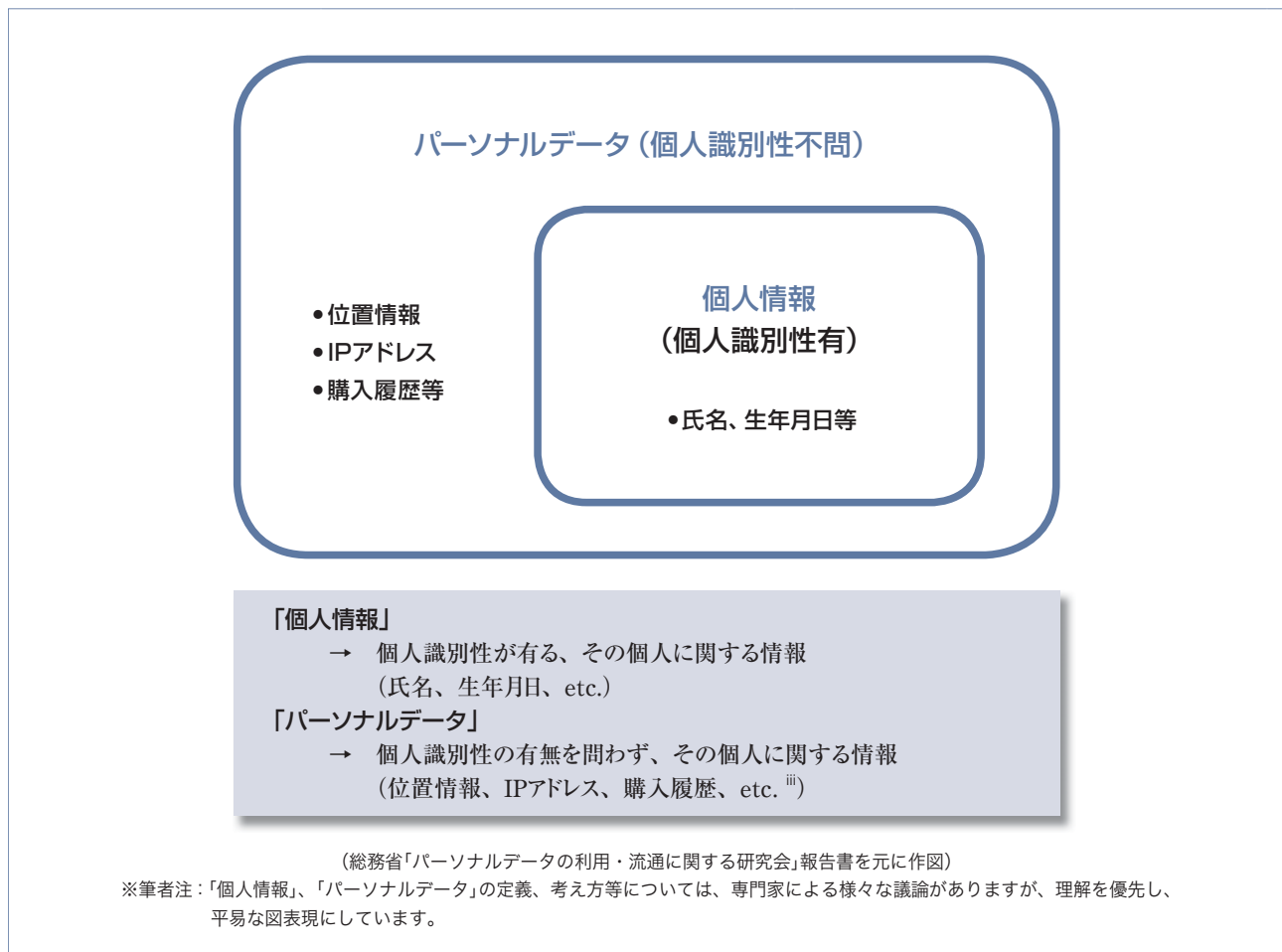
パーソナルデータは個人識別性不問であるためその範囲は幅広いものです。パーソナルデータの利活用事例の代表的なものは、携帯電話や、鉄道ICカード等の「位置情報」です。

NHKで放映された「震災ビックデータ」という番組では、携帯電話の位置情報を利用し、震災時の人々の動きを分析し、防災の観点に役だつ情報とされました。有益である、反面、この「位置情報」が利用されることについて、利用者はどこまで認知していたでしょうか(位置情報の利用の良し悪しについては言及しません)。人によっては、知らないうちに自分の位置情報を利用されプライバシー(権)^{iv}が侵され、いやだと感じる方もいるかもしれません。

国の検討状況

前項のように、パーソナルデータは、その利活用の方法によっては、そのままではプライバシー(権)侵害をもたらす可能性もあるため、データから特定の個人が識別されないようにする必要があります。検討会では、パーソナルデータが適切に利活用されるよう、技術面(識別されない技法の一案として「匿名化^v」)、法・制度面(個人情報の第三者提供に関する同意原則の例外規定の導入、独

図1 個人情報とパーソナルデータの関係



立性の高い第三者機関の設置) 等、様々な面から、パーソナルデータの保護と利活用の可能性の検討を引き続き進めています(執筆現在)。

まとめ

個人情報保護法施行後、私たちは自分の個人情報が守られることで法によるメリットを享受してきました。反面、その法により事業者や行政が必要以上に委縮し、または躊躇したため、利活用が進まないというデメリット

も存在しました。

パーソナルデータの利活用により、今までなかった新たなビジネスやサービスが生まれ国の経済全体が活性化すれば、その恩恵は、パーソナルデータを扱う事業者に限らず、パーソナルデータの提供者である私たちにもおよぶものと考えます。それゆえ、「パーソナルデータ」については、その保護を優先しつつも、利活用によるメリットを最大限引き出す仕組みが今後作られることが望まれます。

i <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai5/siryou2-1.pdf> P.1
「識別」の定義より

ii 総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」http://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf p.6

iii 例示した情報について個人識別性があるかどうかは様々な議論がある。

iv パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書によると、プライバシーとは、「プライバシーについて一般的に規定した法律は存在しないが、判例法理上、プライバシーは法的に保護されるべき人格的利益として承認されてきた。」もの(P.8)とし、東京地裁昭和39年9月28日判決から、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」との定義を引用している。

v <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai5/siryou2-1.pdf> P.2
匿名化とは、「識別特定情報(個人情報)を識別非特定情報 または非識別非特定情報 に加工すること」とされ、WGでは、「合理的な水準まで匿名化されたパーソナルデータは、第三者提供における本人同意原則の例外として、通常の個人情報とは異なる取扱い(=利活用)ができる」という考え方をしている。